

BTMU Asia Weekly

BTMU アジア・ウィークリー

今週のヘッドライン

24 September 2012 / Vol.45

フィリピン	上期の外国直接投資認可額 625 億 7,350 万ペソ、国別では日本が最多
ベトナム	PPP による高速道路建設計画の融資に政府保証／完成車輸入規制公布前の契約につき条件を緩和
インド	複数ブランド小売業規制緩和、野党が全土で反対運動展開
マレーシア	クアタラン港の拡張計画を認可
ミャンマー	米、ミャンマー産品の輸入禁止措置を事実上解除へ
タイ	太陽光発電システム導入に対する優遇策を検討
インドネシア	未加工鉱石の輸出禁止、製錬所建設企業に猶予期間も
パキスタン	アシュラフ首相、大統領の汚職裁判再開へ

【政治・経済トピックス】

◎フィリピン

◆上期の外国直接投資認可額 625 億 7,350 万ペソ、国別では日本が最多

国家統計調整局(NSCB)は 19 日、フィリピン経済区庁(PEZA)など投資促進 6 機関による今年上半期(1~6 月)の外国直接投資(FDI)認可額を 625 億 7,350 万ペソ(≒1,180 億円、前年同期比+0.4%)と発表。EU 財政赤字問題等を受け、投資流入が減速する新興国もあるなか、底固さを示した。

国別で見ると、首位の日本が 223 億ペソ(≒421 億円、前年同期比+0.4%)で全体の 35.7%を占め、2 位オランダ 121 億ペソ(≒228 億円、同+49.4%)、3 位米国 64 億ペソ(≒121 億円、同▲57.4%)が続いた。

分野別では、製造が全体の 75.8%を占める 474 億 5,740 万ペソ(≒895 億円、前年同期比+10.8%)、以下、不動産 35 億 5,170 万ペソ(≒67 億円、同▲46.6%)、管理・支援サービス 31 億 8,920 万ペソ(≒60 億円、同▲32.8%)が続いたほか、運輸・倉庫 25 億 4,210 万ペソ(≒48 億円、前年比 6 倍)、宿泊・飲食 16 億 70 万ペソ(≒30 億円、同 13 倍)が大幅な伸びを見せた。

尚、認可された FDI による雇用創出件数は 5 万 4,482 件(前年同期比▲32.8%)。うち投資促進機関別では PEZA の 3 万 8,708 件が最多となった。

☑ポイント

- 日本を取巻く東アジア情勢の不安定化やアセアン主要各国の賃金コスト上昇等が意識されるなか、1 億人に迫る人口を背景にアセアン有数の労働供給力と成長著しい消費市場を有し、輸出型製造業を中心に多彩な投資インセンティブを取り揃えるフィリピンは、労働集約型並びに内需型産業を中心に、投資家の注目を集めている。

◎ベトナム

◆PPPによる高速道路建設計画の融資に政府保証

18 日付地元メディア報道によると、ホアン・チュン・ハイ副首相はこのほど、PPP(Public Private Partnership=官民連携)方式によるベトナム国内初のインフラ開発プロジェクトとなる、南部ドンナイ省ザウザイ〜ビントゥアン省ファンティエット間高速道路の建設計画(総費用 77 兆ドン≒2,934 億円、工事費 49 兆ドン≒1,867 億円)について、投資主体であるビテクスコ・グループへの国際復興開発銀行(IBRD)による融資に対して、政府保証を差入れることに同意した。また、併せて同副首相は運輸省に対し、世界銀行との

間で案件投資額に占める IBRD 資金の比率引上げにつき交渉するよう指示し、案件への政府拠出金を極力抑制したい意向も示した。

尚、政府は土地収用と立退き住民の再定住支援の費用として、2兆1,500億ドン(≒80億7,660万円)を拠出する用意があるとしているが、運輸省の投資案件財務の専門家は、「ザウザイ〜ファンティエツ間のようなPPP方式が進められる案件では、民間投資家の参加を促すために、土地収用に伴うリスクを国が負担することが国際慣行になっており、土地収用関連費用は総投資額に含めないのが適当だ」と話している。

☑ **ポイント**

- ・ ベトナムが競争力を維持し発展を続けるためのインフラ開発に必要な資金は、今後10年で10兆円とも、20年で30兆円とも推計されており、従来のようにベトナム政府及びODA資金だけで賄うことは極めて困難である。
- ・ これに対し、ベトナム政府は積極的な民間資金の活用を目指し、2010年11月に首相決定「71/2010/QD-TTg」(=PPP法)を制定し、計画投資省内にPPPパイロットプロジェクトを推進するタスク・フォースを設置した。
- ・ しかしながら、同法では「外国からの投資者(民間)は公開入札で選定される」と規定されるなど、民間事業主に対する制約が多いことや、上記タスクフォースが各省庁や各地方政府に対する法的拘束力を有していないことなどから、PPPモデルの案件推進は難航している。
- ・ こうしたなか、本件ザウザイ〜ファンティエツ間高速道路計画は、これまでのところベトナム国内で実行されている唯一のPPP案件であり、先行事例として政府は大きな期待を寄せているが、PPPモデルによるインフラプロジェクトの推進が根付くには、上述のような同国PPP法の改善が不必要との意見もある。

◆ **完成車輸入規制公布前の契約につき条件を緩和**

昨年5月12日の商工省通達20号(20/2011/TT-BCT)により規制された完成車(CBU)輸入では、同規制公布前の輸入契約についても規制の対象となっていたが、14日付の地元メディア報道によると、このほど商工省は、代金決済が完了している契約に関して対象から除外するよう税関総局に指示した。

通達20号は、自動車市場における独占の防止や貿易赤字の削減を目的として9人乗り以下の新車の輸入手続きに追加規定を設けたもの。新車を輸入する業者に対し、輸入しようとする自動車メーカー・販売店が発行する委任書類など2種類の書類の提出を新たに義務付ける内容となっているが、多くの業者にとっては書類の取得が困難で、通達公布前に輸入契約が結ばれたものの通達の施行で輸入条件が満たせなくなり、契約が宙に浮く例が多発し、問題となっていた。

今回の措置では、通達20号の公布(昨年5月12日)より前に、国内業者が外国業者との間で調印し代金の支払を済ませた輸入契約が対象となり、契約に記載された車種と台数を、通達20号の規制を受けずに輸入できる。ただし、12月7日までに自動車国内の港に到着することが条件となる。

☑ **ポイント**

- ・ 通達20号は、自動車輸入激減の主な原因になっており輸入減に伴い大幅な税収の減少を招く結果となっていることから、税関総局は8月末、通達20号の規制緩和を財務省に提案していた。
- ・ これまで自動車は「贅沢品」だったこともあり、ベトナムでは自動車並びに関連部品の輸入に関する規制や税制が頻繁に改定されてきたが、中にはインフレ等に対する対処療法的なものや、

世論の政府批判をかわすためと受取れるような施策もあり、国内自動車産業の育成を視野に入れた長期的な政策を求める声も上がっている。

◎インド

◆複数ブランド小売業規制緩和、野党が全土で反対運動展開

政府が、複数ブランドの製品を扱う外資系小売業による海外直接投資 (FDI) を許可する政策の凍結解除を決定したことに対し、外資と合弁を組む地場流通企業や不動産業者はビジネス・チャンス拡大の転機として、前向きに評価する声強い一方、野党は大規模な反対運動を展開している。

地元メディアの報道によると、20 日、最大野党・インド人民党 (BJP) が率いる国民民主連合 (NDA) はドラビダ進歩同盟 (DMK) や社会主義党 (SP)、テルグ・デーサム党 (TDP)、ジャナタ・ダル (S)、共産党 (CPM) などと共に外資系小売業に対する規制緩和や、軽油値上げなどシン政権の新政策に反発し、全土でデモを主導した。デモには巨大外資の参入による深刻な影響を懸念する零細商店主らが多数参加し、東部のビハール州や西ベンガル州、オディシャ (オリッサ) 州などでは、道路封鎖や鉄道の運行妨害といった事態に発展した。尚、デリー首都圏での公共交通機関への影響は限定的だったほか、最大の商都、西部マハラシュトラ州ムンバイでは、既にヒンズー教の祭典時期に入っていたこともあり、抗議行動は殆ど見られなかった模様。

☑ ポイント

- ・ インド経済の成長力回復、財政健全化に向けシン首相は経済改革に邁進する姿勢を示しているが、今回の複数ブランド小売業に対する規制緩和を巡る一連の混乱は、同首相の求心力低下も原因の一つになっている。21 日には与党連合の一角である統一進歩同盟 (UPA) から、トリナムール会議会議派 (TMC、ママタ・バナジー党首＝西ベンガル州首相) が連立政権からの離脱を表明し鉄道相ら6人の閣僚を引き揚げたため、UPA は国会下院で過半数を割込み少数与党に転落した。貧困層の幅広い支持を受ける TMC は、上述の外資規制緩和など、シン政権による一連の経済改革に反発し、18 日に与党からの離脱を仄めかしていた。
- ・ 複数政党の閣外協力により、政権は維持される見通しだが、2014 年の次期総選挙を前にレームダック化が指摘されるシン首相の政権運営が、大きな試練に直面する事は避けられない見通し。

◎マレーシア

◆クアantan港の拡張計画を認可

24 日付の地元メディア報道によると、パハン州クアantanでの「マレーシア・中国クアantan工業団地 (MCKIP)」の開発に合わせ、マレーシア政府は同州クアantan港の拡張を認可した。

クアantan港の拡張は水深を 4 万載貨重量トン (DWT) 以上の船舶に対応させるもの。南シナ海に面する同港と中国の広西チワン族自治区欽州港を直接結び、両港間の輸送日数は 3 日間に短縮される見込で、2016 年の完成を予定している。

☑ ポイント

- ・ MCKIP は、中国とマレーシアの両国政府が開発を主導する工業団地で、広西チワン族自治区欽州市に整備する「中国・マレーシア欽州工業団地 (CM・QIP)」の姉妹団地となる。

- ・ MCKIP は東部回廊経済圏 (ECER) の域内にあり、クアンタン港や四つの工業団地にも近く、ハラル食品や石油化学、自動車、パーム油加工等の分野への投資促進効果も期待されている。

◎ミャンマー

◆米、ミャンマー製品の輸入禁止措置を事実上解除へ

クリントン米 국무長官は 26 日午後、ニューヨーク市内でミャンマーのテイン・セイン大統領と会談し、米政府による対ミャンマー経済制裁のひとつであるミャンマー製品の輸入禁止措置を事実上解除する方針を伝えた。対象製品や分野等の詳細については、今後米議会との調整により決定される予定であるが、ミャンマーの軍部や武装グループ、北朝鮮との貿易に関与した人物・団体などが絡む取引は、輸入禁止措置が継続される模様。

☑ ポイント

- ・ ミャンマー製品に対する米国の輸入禁止措置を巡っては、同国政府が解除を求めていたほか、米滞在中の最大野党・国民民主連盟 (NLD) のアウン・サン・スー・チー氏も、これまでの「現ミャンマー政府に打撃を与えるため維持すべき」との立場を改め、解除を容認する姿勢に転じていた。
- ・ また、米議会は今年 8 月に当該制裁措置を 1 年延長する法案を可決したが、米政府はミャンマーの民主化を評価し、米企業によるミャンマー向け新規投資と金融サービスの提供を解禁するなど、既に経済制裁の一部を緩和している。
- ・ 米国の輸入禁止解除により、主要製品である木材、食品、繊維製品等の対米輸出を通じたミャンマー経済の浮揚効果に加え、両国間の関係改善が一段と進むと期待されている。

◎タイ

◆太陽光発電システム導入に対する優遇策を検討

地元紙の報道によると、アラック・エネルギー相は、新たに太陽光発電システムを導入する住宅や商業ビル、不動産開発業者に対する優遇策を政府内で検討していることを明らかにした。屋上などにソーラーパネルを設置する住宅や工場、ビルに対する投資優遇措置、特別電気料金の設定などを検討している。

一方、エネルギー省およびタイ発電公団 (EGAT) は 18 日、省エネ型の発光ダイオード (LED) 照明を使った冷凍庫と洗濯機のメーカー、輸入業者、流通業者 60 社と省エネ電気製品の認定ラベル「No.5」(タイ政府が推奨する 5 段階の評価システムで最高ランク)の認定契約を結び、一層の省エネ推進を目指す姿勢を示した。

☑ ポイント

- ・ タイ経済の発展と国民生活レベルの向上を受けたエネルギー消費量の拡大に伴い、環境問題や省エネに対する意識も高まりつつあり、政策面の支援により太陽光発電装置をはじめとする省エネ関連需要の伸びが期待される。

◎インドネシア

◆未加工鉱石の輸出禁止、製錬所建設企業に猶予期間も

2014 年から未加工鉱石の輸出を全面的に禁止する政策について、エネルギー・資源省は製錬所を建設する企業に対しては猶予期間を設ける考えを示した。

20 日、地元紙が伝えたところによると、ルディ副大臣は、現在 185 社から鉱石の加工施設建設申請を受けていることを踏まえ、「(政府の意向に沿いインドネシア国内に)製錬所の建設計画を進める企業にも未加工鉱石の輸出禁止を適用することは、公平ではない」との認識を述べ、救済のために何らかの措置を講じる考えを示した。

☑ポイント

- ・ インドネシア政府は 2009 年に施行した鉱業法で、同国内での製錬を義務付けるため、2014 年から未加工鉱石の輸出を全面的に禁止すると発表。本年 5 月に一部鉱石の輸出を禁止したが、その後、製錬所の建設を計画している企業には、20%の輸出税を課した上で輸出を認めている。
- ・ ただし、2014 年までに巨額の投資を必要とする製錬所を建設するのは難しいとの見方が多く、日本を含む輸出先国の官民が禁輸措置を緩和するようインドネシア政府に働きかけている模様。

◎パキスタン

◆アシュラフ首相、大統領の汚職裁判再開へ

パキスタンのアシュラフ首相は 18 日、最高裁に出廷し、汚職に問われているザルダリ大統領のスイスでの裁判再開手続きを進める意向を表明した。

パキスタン最高裁はスイス企業との契約に絡みザルダリ氏が関与したとされるマネーロンダリング(資金洗浄)事件で、スイスの銀行に預けた不正資金約 6,000 万ドル(約 47 億円)を差押さえるため、スイスの司法当局に裁判再開を求める手紙を送付するよう政権に命じていた。

☑ポイント

- ・ 就任以降、同首相は大統領に対する裁判再開の手続きを取るよう命じた最高裁判決に従ってこなかったが、これ以上抵抗を続けることでギラニ前首相と同様、法廷侮辱罪で有罪判決を受け失職する事態になれば、政局の混乱を再度招いたとして世論の批判が強まる懸念が高いことから、来年までに実施が予定されている総選挙を前に、党のイメージダウン回避を狙ったものと見られている。
- ・ しかしながら、そもそも最高裁による命令の背後には、ザルダリ大統領との確執を深める軍部の存在があり、汚職裁判再開は政権の大きな痛手となろう。

【日系企業動向】

◎最近プレスリリースされた主な新規進出・増設等の案件

進出先	親会社	現地法人(資本金)	所在地	主要業務
インド	株式会社カナデン (駐在員事務所の設立)	KANADEN CORPORATION INDIA LIAISON OFFICE	Vittal Mallya Road, Bangalore	市場調査等
インド	日鍛バルブ株式会社	Nittan India Tech Private Limited (仮称) (資本金6億円相当額・予定)	マハラシュトラ州ナシック市	各種小型エンジンバルブの製造・販売
インド	ポールトゥウィン・ピットクルーホールディングス株式会社	e4e Tech Support (India) Private Limited (資本金1億2,575万ルピー)	Agrahara, Hosur Road, Bangalore	Interactive Entertainment事業
インド	群栄化学工業株式会社 66.7% 株式会社三栄シロカ 33.3%	India GCI Resitop Private Limited (資本金1億8,000万ルピー)	タミルナードゥ州チェンナイ市	レジンコーテッドサンド(RCS)の製造販売
インドネシア	丸紅株式会社	PT Mega Central Finance (資本金1,000億ルピア)	ジャカルタ	二輪販売金融(割賦)事業
インドネシア	井関農機株式会社 95% PT RUTAN社 5%	PT ISEKI INDONESIA (資本金1,875万米ドル)	パスルアン県ルンバン市PIER工業団地内	農業機械の製造・販売
インドネシア	日特建設株式会社 (駐在員事務所の開設)	日特建設株式会社ジャカルタ駐在員事務所	ジャカルタ首都特別州 南ジャカルタ市	工事情報の収集、現地法人設立に関する調査
シンガポール	株式会社コナカ	KONAKA (SINGAPORE) PTE.LTD. (資本金16万シンガポール・ドル)	138 ROBINSON ROAD	洋服の小売り
タイ	イワキ株式会社	MELTEX ASIA (THAILAND) CO.,LTD. (資本金2億200万バーツ)	バンコク県プラカン区	表面処理薬品の製造・販売
タイ	ミタチ産業株式会社	MITACHI (THAILAND) CO.,LTD. (資本金1,200万バーツ)	Klongtoey-Nue, Wattana, Bangkok	半導体・電子部品等の販売
タイ	堺商事株式会社	Sakai Trading (Thailand) Co.,Ltd. (仮称) (資本金1,000万バーツ)	バンコク市	化学工業製品等の輸出入、国内販売
パキスタン	株式会社デンソー 26% アトラスグループ(カラチ市) 74%	Atlas Hitec (Private) Limited (資本金5億4,000万円)	カラチ市	二輪車用製品の製造・販売
ベトナム	アイカ工業株式会社	Aica Vietnam Company Limited (資本金150万米ドル)	District, Lon An Providence, Vietnam	建設用樹脂の製造販売
ベトナム	株式会社エムオーテック (ベトナム現地法人のハノイ支店を開設)	M.O.TEC VIETNAM CO.,LTD. HANOI BRANCH	Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam	営業活動

(企業のウェブページ等で公開されている案件。すべての日系企業動向を網羅していない点、ご了承下さい)

【先週の市場動向と今週の主な予定】

◎ アジア各国通貨市場、先週の動向と今週の予想

- ▶ アジア通貨市場の動向については、弊行レポート(BTMU Emerging FX Weekly)をご参照下さい。
下記リンク先の PDF ファイル『通貨週報(9/24)』が今週号になります。

- [BTMU Emerging FX Weekly \(9月24日号\)](#)

※本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客様ご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京 UFJ 銀行 国際業務部
教育・情報室 橋本 隆城

E-Mail: takaki.hashimoto@mufg.jp

Tel 03-6259-6311